内閣衆質二〇八第一〇一号

令和四年六月二十一日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆 議 院 議 長 細 田 博 之殿

衆議院議員城井崇君提出所得連動型返済の無利子奨学金制度の成果と課題に関する質問に対し、 別紙答弁

書を送付する。

衆議院議員城井崇君提出所得連動型返済の無利子奨学金制度の成果と課題に関する質問に対する答弁

書

一について

お尋ね \mathcal{O} 「総括」の意味するところが必ずしも明らかではないが、 独立行政法人日本学生支援機構 以

下 「機構」という。) の奨学金を将来の収入に応じて返還できるいわ ゆる所得連動返還型の奨学金制 度の

導入により、 同制度を選択して奨学金を返還する者の返還負担の軽減が図られたと考えているところ、令

和三年度に新たに機構の無利子奨学金の貸与を受けた者のうち、 同制度を選択した者の割合は二割程度と

なっていることから、 引き続き積極的な周知に努めてまいりたい。